

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令新旧対照表
 ○犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百八十七号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令</p> <p>（法第二条第五項の政令で定める要件）</p> <p>第一条 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号。以下「法」という。）第二条第五項の政令で定める要件は、当該負傷又は疾病の療養のために法第九条第二項に規定する給付期間（以下単に「給付期間」という。）内に三日以上病院に入院することを要したこと（当該疾病が精神疾患である場合にあつては、その症状の程度が給付期間内に三日以上労務に服することができない程度であつたこと）とする。</p> <p>（法第二条第六項の政令で定める身体上の障害の程度）</p> <p>第二条 法第二条第六項の政令で定める身体上の障害の程度は、重度のものから順に、第一級から第十四級までとし、これらの障害等級に該当する障害は、国家公安委員会規則で定める。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる場合の障害等級は、次の各号のうち犯罪被害者に最も有利なものによる。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>（法第七条第一項の政令で定める給付等）</p> <p>第三条 法第七条第一項の政令で定める給付等は、犯罪被害者又はその遺族</p>	<p>犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令</p> <p>（法第三条第三項の政令で定める要件）</p> <p>第一条 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項の政令で定める要件は、当該負傷又は疾病の療養のために法第九条第二項に規定する期間内に三日以上病院に入院することを要したと（当該疾病が精神疾患である場合にあつては、その症状の程度が同項に規定する期間内に三日以上労務に服することができない程度であつたこと）とする。</p> <p>（法第二条第四項の政令で定める身体上の障害の程度）</p> <p>第一条の二 法第二条第四項の政令で定める身体上の障害の程度は、重度のものから順に、第一級から第十四級までとし、これらの障害等級に該当する障害は、国家公安委員会規則で定める。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる場合の障害等級は、次の各号のうち被害者に最も有利なものによる。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>（法第七条第一項の政令で定める給付等）</p> <p>第二条 法第七条第一項の政令で定める給付等は、被害者又は遺族に対し、</p>

に対し、犯罪行為による死亡又は障害を原因として、次に掲げる法律の規定のうち国家公安委員会規則で定めるものに基づき支給される給付等とする。

一〜二十七 (略)

(法第七条第一項の給付等に相当する金額)

第四条 (略)

(遺族給付基礎額)

第五条 法第九条第一項に規定する遺族給付基礎額は、犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額（労働基準法第九条の労働者にあつては犯罪行為が行われた日を基準として同法第十二条に規定する平均賃金の例により都道府県公安委員会が定める額とし、その他の者にあつては犯罪行為が行われた日以前一年間における収入で勤労に基づくものの総額を基礎として国家公安委員会規則で定める方法により算定した一日当たりの額とする。第十二条及び第十四条第一項において同じ。）に百分の七十を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を遺族給付基礎額とする。

一 次条第一項第一号に掲げる場合であつて、次のイ又はロのいずれかに該当するとき 当該イ又はロに定める額

イ 犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が二十五歳未満である場合 六千六百円

ロ イに掲げる場合以外の場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第一

犯罪行為による死亡又は障害を原因として、次に掲げる法律の規定のうち国家公安委員会規則で定めるものに基づき支給される給付等とする。

一〜二十七 (略)

(法第七条第一項の給付等に相当する金額)

第三条 (略)

(給付基礎額)

第四条 法第九条第一項（同条第五項において引用する場合を含む。）に規定する給付基礎額は、被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額（労働基準法第九条の労働者にあつては犯罪行為が行われた日を基準として同法第十二条に規定する平均賃金の例により都道府県公安委員会が定める額とし、その他の者にあつては犯罪行為が行われた日以前一年間における収入で勤労に基づくものの総額を基礎として国家公安委員会規則で定める方法により算定した一日当たりの額とする。）に、遺族給付金の場合にあつては百分の七十を、障害給付金の場合にあつては百分の八十をそれぞれ乗じて得た額とする。ただし、その額が犯罪行為が行われた時における被害者の年齢に応じて別表に定める最高額を超え、又は最低額に満たないときは、それぞれ、その最高額又は最低額を給付基礎額とする。

に定める最高額を超え、又は最低額に満たないとき 当該最高額又は最低額

二 次条第一項第二号に掲げる場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第二に定める最高額を超え、又は最低額に満たないとき 当該最高額又は最低額

(遺族給付金に係る倍数)

第六条 法第九条第一項の政令で定める倍数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定めるものとする。

一 遺族給付金の支給を受けることができる遺族に生計維持関係遺族が含まれている場合 次のイからニまでに掲げる生計維持関係遺族の人数の区分に応じ、当該イからニまでに定める倍数

イ 一人 千五百三十(当該生計維持関係遺族が次項第一号に掲げる者(犯罪行為が行われた当時、五十五歳以上であり、又は国家公安委員会規則で定める障害の状態にあつた者に限る。)である場合にあつては、千七百五十)

ロ 二人 二千十

ハ 三人 二千二百三十

ニ 四人以上 二千四百五十

二 前号に掲げる場合以外の場合 千

2 前項第一号の「生計維持関係遺族」とは、犯罪行為が行われた当時、犯罪被害者の収入によつて生計を維持しており、かつ、次の各号のいずれかに該当していた遺族をいう。

一 妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

二 六十歳以上の夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。第五号において同じ。)、父母又は祖父母

- 三 十八歳未満の子又は孫
- 四 十八歳未満又は六十歳以上の兄弟姉妹
- 五 前三号に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で、国家公安委員会規則で定める障害の状態にあるもの

(遺族給付金に係る倍数)

第五条 法第九条第一項の政令で定める倍数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める倍数とする。

- 一 遺族給付金の支給を受けることができる遺族が、犯罪行為が行われた当時、被害者の収入によつて生計を維持しており、かつ、次のいずれかに該当していた場合 千三百倍
- イ 妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)
- ロ 六十歳以上の夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下この号において同じ。)、父母又は祖父母
- ハ 十八歳未満の子又は孫
- ニ 十八歳未満又は六十歳以上の兄弟姉妹
- ホ ロからニまでに掲げる者以外の夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で、国家公安委員会規則で定める障害の状態にあるもの
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 千倍

(法第九条第二項の政令で定める期間)

第六条 (略)

(法第九条第二項の療養に要した費用の額)

第七条 法第九条第二項の政令で定めるところにより算定した額は、同項に規定する期間において当該被害者が受けた療養のうち現に次条に掲げる法

(法第九条第二項の政令で定める期間)

第七条 (略)

(法第九条第二項の療養に要した費用の額)

第八条 法第九条第二項の政令で定めるところにより算定した額は、給付期間において当該犯罪被害者が受けた療養のうち現に次条に掲げる法律の規

定による療養に関する給付の対象となつたものそれぞれについて健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例（現に同条第六号又は第七号に掲げる法律の規定による療養に関する給付の対象となつたものについては、それぞれ当該法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例）により算定した額（その額が現に要した費用の額を超える場合にあっては、当該現に要した費用の額）を合算した額とする。

（法第九条第二項の政令で定める法律）

第九条（略）

（法第九条第二項の政令で定める場合）

第十条 法第九条第二項の政令で定める場合は、当該犯罪被害者が前条に掲げる法律の規定による療養に関する給付を受けた場合のうち、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- 一 当該負傷又は疾病の療養のための入院が給付期間の末日の翌日以後に及ぶものとなつたため、給付期間における療養に要した費用の額を知ることが困難であること。

二（略）

（法第九条第二項の政令で定める額）

第十一条 犯罪被害者が第九条に掲げる法律の規定による療養に関する給付を受けることができない場合における法第九条第二項の政令で定める額は、給付期間における療養（第九条に掲げる法律の規定による療養に関する給付の対象となるべきものに限る。）のそれぞれに現に要した費用の額（当該療養のための入院が特定入院に該当する場合における最終月（給付期間の末日の属する月をいう。次項において同じ。）の当該特定入院に係る療養については、次項第二号の規定の例により算出した額）を合算した額とする。ただし、一月当たり八万百円（給付期間内に、一月当たりの当該

律の規定による療養に関する給付の対象となつたものそれぞれについて健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例（現に同条第六号又は第七号に掲げる法律の規定による療養に関する給付の対象となつたものについては、それぞれ当該法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例）により算定した額（その額が現に要した費用の額を超える場合にあっては、当該現に要した費用の額）を合算した額とする。

（法第九条第二項の政令で定める法律）

第八条（略）

（法第九条第二項の政令で定める場合）

第九条 法第九条第二項の政令で定める場合は、当該被害者が前条に掲げる法律の規定による療養に関する給付を受けた場合のうち、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- 一 当該負傷又は疾病の療養のための入院が法第九条第二項に規定する期間の末日の翌日以後に及ぶものとなつたため、当該期間における療養に要した費用の額を知ることが困難であること。

二（略）

（法第九条第二項の政令で定める額）

第十条 被害者が第八条に掲げる法律の規定による療養に関する給付を受けることができない場合における法第九条第二項の政令で定める額は、同項に規定する期間における療養（第八条に掲げる法律の規定による療養に関する給付の対象となるべきものに限る。）のそれぞれに現に要した費用の額（当該療養のための入院が特定入院に該当する場合における最終月（法第九条第二項に規定する期間の末日の属する月をいう。次項において同じ。）の当該特定入院に係る療養については、次項第二号の規定の例により算出した額）を合算した額とする。ただし、一月当たり八万百円（法第九

合算した額が八万百円を超える月数が三月以上ある場合にあっては、その三月に達した月の翌月以降の月については、一月当たり四万四千四百円を超えることができない。

2 前条に規定する場合における法第九条第二項の政令で定める額は、第一号に規定する額に第二号に規定する額を加えて得た額とする。

一 給付期間における療養（最終月の特定入院に係るものを除くものとし、現に第九条に掲げる法律の規定による療養に関する給付の対象となつたものに限る。）のそれぞれについて第八条の規定により算定した療養に要した費用の額から第九条に掲げる法律の規定により当該犯罪被害者が受け、又は受けることができた療養に関する給付の額を控除して得た額を合算した額

二 最終月の特定入院に係る療養（現に第九条に掲げる法律の規定による療養に関する給付の対象となつたものに限る。）について第八条の規定により算定した療養に要した費用の額から第九条に掲げる法律の規定により当該犯罪被害者が受け、又は受けることができた療養に関する給付の額を控除して得た額に、最終月の給付期間における特定入院に係る入院日数を最終月の特定入院に係る入院日数で除して得た率を乗じて得た額

（休業加算基礎額）

第十二条 法第九条第三項に規定する休業加算基礎額は、犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額に百分の四十八を乗じて得た額とする。ただし、その額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第三に定める最高額を超え、又は最低額に満たないときは、それぞれ、その最高額又は最低額を休業加算基礎額とする。

（法第九条第四項の政令で定める額）

条第二項に規定する期間内に、一月当たりの当該合算した額が八万百円を超える月数が三月以上ある場合にあっては、その三月に達した月の翌月以降の月については、一月当たり四万四千四百円を超えることができない。

2 前条に規定する場合における法第九条第二項の政令で定める額は、第一号に規定する額に第二号に規定する額を加えて得た額とする。

一 法第九条第二項に規定する期間における療養（最終月の特定入院に係るものを除くものとし、現に第八条に掲げる法律の規定による療養に関する給付の対象となつたものに限る。）のそれぞれについて第七条の規定により算定した療養に要した費用の額から第八条に掲げる法律の規定により当該被害者が受け、又は受けることができた療養に関する給付の額を控除して得た額を合算した額

二 最終月の特定入院に係る療養（現に第八条に掲げる法律の規定による療養に関する給付の対象となつたものに限る。）について第七条の規定により算定した療養に要した費用の額から第八条に掲げる法律の規定により当該被害者が受け、又は受けることができた療養に関する給付の額を控除して得た額に、最終月の法第九条第二項に規定する期間における特定入院に係る入院日数を最終月の特定入院に係る入院日数で除して得た率を乗じて得た額

第十三条 法第九条第四項の政令で定める額は、百二十万円とする。

(障害給付基礎額)

第十四条 法第九条第七項に規定する障害給付基礎額は、犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額に百分の八十を乗じて得た額とする。

2| 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を障害給付基礎額とする。

一| 犯罪被害者の身体上の障害の程度が障害等級の第一級から第三級までのいずれかに該当する場合であつて、次のイ又はロのいずれかに該当するるとき 当該イ又はロに定める額

イ| 犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が二十五歳未満である場合 七千六百元

ロ| イに掲げる場合以外の場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第四に定める最高額を超え、又は最低額に満たないとき 当該最高額又は最低額

二| 犯罪被害者の身体上の障害の程度が障害等級の第四級から第十四級までのいずれかに該当する場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第五に定める最高額を超え、又は最低額に満たないとき 当該最高額又は最低額

(障害給付金に係る倍数)

第十五条 法第九条第七項の政令で定める倍数は、次の各号に掲げる障害等級に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 第一級 二千百六十(犯罪被害者が当該障害により常時介護を要する状態にある場合にあつては、二千八百八十)

二 第二級 千八百六十五(犯罪被害者が当該障害により随時介護を要す

(障害給付金に係る倍数)

第十一条 法第九条第五項の政令で定める倍数は、次の各号に掲げる障害等級に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 第一級 千三百四十

二 第二級 千百九十

る状態にある場合にあつては、二千百六十)

- 三 第三級 千六百
- 四 四十四 (略)

(法第十二条第一項の政令で定める額)

第十六条 法第十二条第一項の政令で定める額は、次の各号に掲げる法第十条第一項の申請の区分に応じ、当該各号に定める額の三分の一に相当する額とする。

- 一 遺族給付金に係る法第十条第一項の申請 法第九条第一項、第五項及び第六項、法第十一条第三項、法第十二条第五項並びに第五条から第十条までの規定により計算した額

二 重傷病給付金に係る法第十条第一項の申請 法第九条第二項から第四項まで及び第七条から第十三条までの規定により計算した額 (給付期間の末日前で、かつ、当該申請に係る負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前に、仮給付金の決定をする場合にあつては、当該負傷をし、又は疾病にかかった日から当該仮給付金の決定において定める日までの間についてこれらの規定の例により計算した額)

三 障害給付金に係る法第十条第一項の申請 仮給付金の決定の時ににおいて判明している身体上の障害の程度が該当する障害等級に應ずる前条各号に定める倍数を用いて法第九条第七項及び第十四条の規定により計算した額

(国家公安委員会規則への委任)

第十七条 (略)

- 三 第三級 千五十
- 四 四十四 (略)

(法第十二条第一項の政令で定める額)

第十二条 法第十二条第一項の政令で定める額は、次の各号に掲げる法第十条第一項の申請の区分に応じ、当該各号に定める額の三分の一に相当する額とする。

- 一 遺族給付金に係る法第十条第一項の申請 法第九条第一項、第三項及び第四項、法第十一条第三項、法第十二条第五項並びに第四条から第十条までの規定により計算した額

二 重傷病給付金に係る法第十条第一項の申請 法第九条第二項及び第六条から第十条までの規定により計算した額 (法第九条第二項に規定する期間の末日前で、かつ、当該申請に係る負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前に、仮給付金の決定をする場合にあつては、当該負傷をし、又は疾病にかかった日から当該仮給付金の決定において定める日までの間についてこれらの規定の例により計算した額)

三 障害給付金に係る法第十条第一項の申請 仮給付金の決定の時ににおいて判明している身体上の障害の程度が該当する障害等級に應ずる前条各号に定める倍数を用いて法第九条第五項及び第四条の規定により計算した額

(国家公安委員会規則への委任)

第十三条 (略)

別表 (第四条関係)

- 一 遺族給付金

犯罪行為が行われた時に

最高額

最低額

別表第一（第五条関係）

犯罪行為が行われた時に

最高額

最低額

おける被害者の年齢	最高額	最低額
二十歳未満	四、六〇〇円	三、二〇〇円
二十歳以上二十五歳未満	五、六〇〇円	三、六〇〇円
二十五歳以上三十歳未満	六、九〇〇円	四、五〇〇円
三十歳以上三十五歳未満	八、六〇〇円	五、三〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	九、九〇〇円	五、三〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	一〇、八〇〇円	四、八〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	一一、六〇〇円	四、三〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	一二、一〇〇円	四、二〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	一一、五〇〇円	三、六〇〇円
六十歳以上	八、〇〇〇円	三、三〇〇円

二 障害給付金

犯罪行為が行われた時に おける被害者の年齢	最高額	最低額
二十歳未満	五、三〇〇円	三、六〇〇円
二十歳以上二十五歳未満	六、四〇〇円	四、二〇〇円
二十五歳以上三十歳未満	七、九〇〇円	五、二〇〇円
三十歳以上三十五歳未満	九、八〇〇円	六、〇〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	一一、四〇〇円	六、二〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	一二、三〇〇円	五、三〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	一三、二〇〇円	四、九〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	一三、八〇〇円	四、九〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	一三、二〇〇円	四、二〇〇円
六十歳以上	九、二〇〇円	三、九〇〇円

おける犯罪被害者の年齢	二十五歳以上三十歳未満	六、九〇〇円	六、六〇〇円
	三十歳以上三十五歳未満	八、六〇〇円	七、〇〇〇円
	三十五歳以上四十歳未満	九、九〇〇円	七、六〇〇円
	四十歳以上四十五歳未満	一〇、八〇〇円	七、八〇〇円
	四十五歳以上五十歳未満	一一、六〇〇円	八、〇〇〇円
	五十歳以上五十五歳未満	一二、一〇〇円	八、二〇〇円
	五十五歳以上六十歳未満	一一、五〇〇円	七、六〇〇円
	六十歳以上	八、〇〇〇円	五、七〇〇円

別表第二（第五条関係）

犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢	最高額	最低額
二十歳未満	四、六〇〇円	三、二〇〇円
二十歳以上二十五歳未満	五、六〇〇円	三、六〇〇円
二十五歳以上三十歳未満	六、九〇〇円	四、五〇〇円
三十歳以上三十五歳未満	八、六〇〇円	五、三〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	九、九〇〇円	五、三〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	一〇、八〇〇円	四、八〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	一一、六〇〇円	四、三〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	一二、一〇〇円	四、二〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	一一、五〇〇円	三、六〇〇円
六十歳以上	八、〇〇〇円	三、三〇〇円

別表第三（第十二条関係）

犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢	最高額	最低額
二十歳未満	三、二〇〇円	二、二〇〇円

二十歳以上二十五歳未満	三、八〇〇円	二、五〇〇円
二十五歳以上三十歳未満	四、七〇〇円	三、一〇〇円
三十歳以上三十五歳未満	五、九〇〇円	三、六〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	六、八〇〇円	三、七〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	七、四〇〇円	三、二〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	七、九〇〇円	二、九〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	八、三〇〇円	二、九〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	七、九〇〇円	二、五〇〇円
六十歳以上	五、五〇〇円	二、三〇〇円

別表第四（第十四条関係）

犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢	最高額	最低額
二十歳以上三十歳未満	七、九〇〇円	七、六〇〇円
三十歳以上三十五歳未満	九、八〇〇円	七、九〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	一、四〇〇円	八、八〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	一、二、三〇〇円	八、八〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	一、三、二〇〇円	九、一〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	一、三、八〇〇円	九、四〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	一、三、二〇〇円	八、七〇〇円
六十歳以上	九、二〇〇円	六、六〇〇円

別表第五（第十四条関係）

犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢	最高額	最低額
二十歳未満	五、三〇〇円	三、六〇〇円
二十歳以上二十五歳未満	六、四〇〇円	四、二〇〇円
二十五歳以上三十歳未満	七、九〇〇円	五、二〇〇円

六十歳以上	九、二〇〇円	三、九〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	一三、二〇〇円	四、二〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	一三、八〇〇円	四、九〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	一三、二〇〇円	四、九〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	一二、三〇〇円	五、三〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	一一、四〇〇円	六、二〇〇円
三十歳以上三十五歳未満	九、八〇〇円	六、〇〇〇円

改 正 案	現 行
<p>（科学又は教育の振興に寄与するところが著しい公益法人等の範囲） 第四十条の三 法第七十条第一項に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一（二）（略）</p> <p>三 民法法人（前号に掲げるものを除く。）のうち次に掲げるもので当該民法法人の主たる目的である業務に関し、その運営組織及び経理が適正であると認められること、相当と認められる業績が持続できること、法第七十条第一項に規定する贈与に係る財産によりその役員又は使用人が特別の利益を受けないことその他適正な運営がされているものであることにつき当該法人に係る主務大臣（イからニまで、へ、ト、ヌからワまで、ヨ、ソからネまで、ラ、ム及びビノに掲げる法人（財務省令で定める法人を除く。）のうち民法第八十四条の二その他の法令の規定により当該法人に係る主務官庁の権限に属する事務を行うこととされた都道府県の知事その他の執行機関があるものにあつては、当該都道府県の知事その他の執行機関）の認定を受け、かつ、その認定を受けた日の翌日から二年（ハに掲げる法人にあつては、五年）を経過していないもの イ（ラ）（略）</p> <p>ム 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第二項に規定する事業を主たる目的とする法人で同条第一項の規定による指定（ムにおいて「指定」という。）を受けているもの（犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第十五号）附則第三条第一項の規定により指定を受けた者とみなされるものを含む。）</p>	<p>（科学又は教育の振興に寄与するところが著しい公益法人等の範囲） 第四十条の三 法第七十条第一項に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一（二）（略）</p> <p>三 民法法人（前号に掲げるものを除く。）のうち次に掲げるもので当該民法法人の主たる目的である業務に関し、その運営組織及び経理が適正であると認められること、相当と認められる業績が持続できること、法第七十条第一項に規定する贈与に係る財産によりその役員又は使用人が特別の利益を受けないことその他適正な運営がされているものであることにつき当該法人に係る主務大臣（イからニまで、へ、ト、ヌからワまで、ヨ、ソからネまで、ラ、ム及びビノに掲げる法人（財務省令で定める法人を除く。）のうち民法第八十四条の二その他の法令の規定により当該法人に係る主務官庁の権限に属する事務を行うこととされた都道府県の知事その他の執行機関があるものにあつては、当該都道府県の知事その他の執行機関）の認定を受け、かつ、その認定を受けた日の翌日から二年（ハに掲げる法人にあつては、五年）を経過していないもの イ（ラ）（略）</p> <p>ム 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第二項に規定する事業を主たる目的とする法人で同条第一項の規定による指定を受けているもの</p>

2
ウ
四
六
略

2
ウ
四
六
略

改 正 案

現 行

（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）
 第二百七条 法第七十八条第二項第三号（公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄付金）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）
 第二百七条 法第七十八条第二項第三号（公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄付金）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一（略）

一（略）

二 民法法人（前号に掲げるものを除く。）のうち次に掲げるもので当該民法法人の主たる目的である業務に関し、その運営組織及び経理が適正であると認められること、相当と認められる業績が持続できること、受け入れた寄付金によりその役員又は使用人が特別の利益を受けないことその他適正な運営がされているものであることにつき当該法人に係る主務大臣（イからニまで、へからチまで、ル、ヲ、カからタまで、ツ、ラからウまで、ノ、オ、マ、フ及びビテからサまでに掲げる法人（財務省令で定める法人を除く。）のうち民法第八十四条の二（都道府県の執行機関による主務官庁の事務の処理）その他の法令の規定により当該法人に係る主務官庁の権限に属する事務を行うこととされた都道府県の知事その他の執行機関があるものにあつては、当該都道府県の知事その他の執行機関）の認定を受け、かつ、その認定を受けた日の翌日から二年（ハに掲げる法人にあつては、五年）を経過していないもの

三 民法法人（前号に掲げるものを除く。）のうち次に掲げるもので当該民法法人の主たる目的である業務に関し、その運営組織及び経理が適正であると認められること、相当と認められる業績が持続できること、受け入れた寄付金によりその役員又は使用人が特別の利益を受けないことその他適正な運営がされているものであることにつき当該法人に係る主務大臣（イからニまで、へからチまで、ル、ヲ、カからタまで、ツ、ラからウまで、ノ、オ、マ、フ及びビテからサまでに掲げる法人（財務省令で定める法人を除く。）のうち民法第八十四条の二（都道府県の執行機関による主務官庁の事務の処理）その他の法令の規定により当該法人に係る主務官庁の権限に属する事務を行うこととされた都道府県の知事その他の執行機関があるものにあつては、当該都道府県の知事その他の執行機関）の認定を受け、かつ、その認定を受けた日の翌日から二年（ハに掲げる法人にあつては、五年）を経過していないもの

イ（略）
 オ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第二項（犯罪被害者等早期援助団体）に規定する事業を主たる目的とする法人で同条第一項の規定による指定（オにおいて「指定」という。）を受けているもの

オ 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第二項（犯罪被害者等早期援助団体）に規定する事業を主たる目的とする法人で同条第一項の規定による指定を受けているもの

（犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律）

平成二十年法律第十五号 附則第三条第一項（犯罪被害者等早期援助
団体に関する経過措置）の規定により指定を受けた者とみなされるも
のを含む。）

クゝサ (略)

四ゝ六 (略)

2・3 (略)

クゝサ (略)

四ゝ六 (略)

2・3 (略)

改 正 案	現 行
<p>（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）</p> <p>第七十七条 法第三十七条第四項（公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一（二）（略）</p> <p>三 民法法人（前号に掲げるものを除く。）のうち次に掲げるもので当該民法法人の主たる目的である業務に関し、その運営組織及び経理が適正であると認められること、相当と認められる業績が持続できること、受け入れた寄附金によりその役員又は使用人が特別の利益を受けないことその他適正な運営がされているものであることにつき当該法人に係る主務大臣（イからニまで、へからチまで、ル、ヲ、カからタまで、ツ、ラからウまで、ノ、オ、マ、フ及びテからサまでに掲げる法人（財務省令で定める法人を除く。）のうち民法第八十四条の二（都道府県の執行機関による主務官庁の事務の処理）その他の法令の規定により当該法人に係る主務官庁の権限に属する事務を行うこととされた都道府県の知事その他の執行機関があるものにあつては、当該都道府県の知事その他の執行機関）の認定を受け、かつ、その認定を受けた日の翌日から二年（ハに掲げる法人にあつては、五年）を経過していないもの</p> <p>イ（ノ）（略）</p> <p>オ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第二項（犯罪被害者等早期援助団体）に規定する事業を主たる目的とする法人で同条第一項の規定による指定（オにおいて「指定」という。）を受けているもの</p> <p>（犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律）</p> <p>平成二十年法律第十五号）附則第三条第一項（犯罪被害者等早期援助</p>	<p>（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）</p> <p>第七十七条 法第三十七条第四項（公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一（二）（略）</p> <p>三 民法法人（前号に掲げるものを除く。）のうち次に掲げるもので当該民法法人の主たる目的である業務に関し、その運営組織及び経理が適正であると認められること、相当と認められる業績が持続できること、受け入れた寄附金によりその役員又は使用人が特別の利益を受けないことその他適正な運営がされているものであることにつき当該法人に係る主務大臣（イからニまで、へからチまで、ル、ヲ、カからタまで、ツ、ラからウまで、ノ、オ、マ、フ及びテからサまでに掲げる法人（財務省令で定める法人を除く。）のうち民法第八十四条の二（都道府県の執行機関による主務官庁の事務の処理）その他の法令の規定により当該法人に係る主務官庁の権限に属する事務を行うこととされた都道府県の知事その他の執行機関があるものにあつては、当該都道府県の知事その他の執行機関）の認定を受け、かつ、その認定を受けた日の翌日から二年（ハに掲げる法人にあつては、五年）を経過していないもの</p> <p>イ（ノ）（略）</p> <p>オ 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第二項（犯罪被害者等早期援助団体）に規定する事業を主たる目的とする法人で同条第一項の規定による指定を受けているもの</p>

団体に関する経過措置の規定により指定を受けた者とみなされるものを含む。

クゝサ (略)

四ゝ六 (略)

2・3 (略)

クゝサ (略)

四ゝ六 (略)

2・3 (略)

○公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法律による給付等との調整） 第七条 法第十四条第一項の政令で定める法令は、次のとおりとする。 一～二十五 （略） 二十六 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号） 二十七～二十九 （略） 2 （略）</p>	<p>（他の法律による給付等との調整） 第七条 法第十四条第一項の政令で定める法令は、次のとおりとする。 一～二十五 （略） 二十六 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号） 二十七～二十九 （略） 2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（給与厚生課）</p> <p>第十一条 給与厚生課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 所管行政に係る犯罪被害者支援（犯罪の被害者又はその遺族の被害の回復又は軽減を図るとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することをいう。）に関する企画、立案及び調整に関すること。</p> <p>十（略）</p> <p>（生活安全企画課）</p> <p>第十五条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 酩酊者、家出人、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。</p> <p>八 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和三十六年法律第百三号）の施行に関すること。</p> <p>九 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）の施行に関すること。</p> <p>十 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）の施行に関すること。</p> <p>十一〇十四（略）</p>	<p>（給与厚生課）</p> <p>第十一条 給与厚生課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 所管行政に係る犯罪被害者対策（犯罪の被害者の被害の回復、安全の確保又は精神的打撃の軽減に資するための警察の施策をいう。）に関する企画、立案及び調整に関すること。</p> <p>十（略）</p> <p>（生活安全企画課）</p> <p>第十五条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七〇十（略）</p> <p>十一 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）の施行に関すること。</p> <p>十二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三</p>

十五・十六 (略)

(地域課)

第十六条 地域課においては、次の事務をつかさどる。

一〇七 (略)

八〇十 (略)

年法律第三十一号)の施行に関すること。

十三・十四 (略)

(地域課)

第十六条 地域課においては、次の事務をつかさどる。

一〇七 (略)

八 酩酊者、家出人、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。

九 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律(昭和三十六年法律第百三号)の施行に関すること。

十〇十二 (略)